

平成 1 8 年 8 月 1 0 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

平成 1 8 年第 1 5 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成18年第15回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成18年8月10日(木)

開会 午後1時35分

閉会 午後3時50分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤 本 靖 小林 章子
古 木 光 義 牧 野 征 夫
大 澤 祥 一

署名委員 小林 章子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	吉岡 正生
総務課長	渡邊 博	学務課長	島田 文直
指導課長	樋口 豊隆	指導主事	中嶋富美代
生涯学習課長	府中 義則	体育課長	田中 博
公民館長	宿澤 正則	図書館長	藤田 力
学校給食課長	佐島 彰		

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 五十嵐 敏行

案 件

1 議案

- (1) 議案第12号 平成19年度使用立川市立小中学校心身障害学級教科用図書採択について
- (2) 議案第13号 立川市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 事業後援について (1件)

3 報告

- (1) 多摩川での水遊びによる事故について
- (2) プール施設における排水口等の安全点検の徹底について

4 その他

- (1) 平成18年度夏季休業中の各校の教育活動について
- (2) 市民交流大学構想の具体化に向けた基本的な考え方について
- (3) 教育委員会定例会(9月)の日程について

平成18年第15回立川市教育委員会定例会議事日程

平成18年8月10日
教育委員会会議室

1 議案

- (1) 議案第12号 平成19年度使用立川市立小中学校心身障害学級教科用図書採択について
- (2) 議案第13号 立川市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 事業後援について(1件)

3 報告

- (1) 多摩川での水遊びによる事故について
- (2) プール施設における排水口等の安全点検の徹底について

4 その他

- (1) 平成18年度夏季休業中の各校の教育活動について
- (2) 市民交流大学構想の具体化に向けた基本的な考え方について
- (3) 教育委員会定例会(9月)の日程について

◎開会の辞

- 藤本委員長 ただいまから、平成18年第15回立川市教育委員会定例会を開催いたします。
署名委員に小林委員、お願いします。
- 小林委員 はい。
- 藤本委員長 本日は、ご案内のとおり、議案2件、協議1件、報告2件、その他3件という予定になっております。お暑い時でございますので、スムーズに運びたいというように思います。

◎議 案

(1) 議案第12号 平成19年度使用立川市立小中学校心身障害学級
教科用図書の採択について

- 藤本委員長 それでは議案からまいります。議案第12号、平成19年度使用立川市立小中学校心身障害学級教科用図書の採択について、指導課長、お願いいたします。
- 樋口指導課長 それでは、平成19年度に使用いたします立川市立小中学校心身障害学級教科用図書の採択について、ご審議をお願いいたします。

心身障害学級で使用する教科用図書につきましては、学校教育法107条の規定で、教科により当該学年の検定済教科書を使用することが適当でないときには、他の適切な教科書、一般図書でございます、それを使用することができるとなっております。児童・生徒の発達段階や学校の教育課程に応じて、各学校からの申請に基づき、毎年新しく採択をしております。

各学校では選定にあたりまして、東京都教育委員会が作成しました心身障害教育教科書調査研修資料を参考として、児童・生徒の発達段階に応じて検定済教科書、盲・ろう・養護学校用の文部科学省著作教科書並びに一般図書から選定しております。

教育委員会が行う教科用図書採択を適正かつ円滑に行うために、つぎのような処理を行っております。各心身障害学級の設置校長及び担当教員は、児童・生徒の個々の障害の種類、程度等により教科用図書を調査いたしました。そして設置校長は、調査結果を教育委員会へ報告しております。本日の審議資料はそれを一覧におまとめしたものでございます。今回、各校長が報告している教科用図書は、検定済教科書、都教育委員会調査研究資料、盲・ろう・養護学校用の文部科学省著作教科書並びに一般図書から選定をしております。

なお、児童・生徒の状況や教科によっては、通常の学級と同様の検定済教科書を使用する場合もございまして、本資料の最後の欄外に検定済教科書を使用する予定の学校、十小、若葉小、二中を書いてございます。

それでは、心身障害学級で使用いたします教科用図書について、よろしくご審議をお願いいたします。

- 藤本委員長 今の最後のところはどこに書いてありますか。

○樋口指導課長 資料の一番最後の、中学校の一番下でございます。※の欄外でございます。

○藤本委員長 わかりました。

説明を終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

毎年やっていることでございますが、これはもちろん担任の方から校長を通して申請されているわけですね。指導課長。

○樋口指導課長 そのとおりでございます。

○藤本委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 それでは、このとおり承認することにいたしますので、よろしくお願いたします。

◎議 案

(2) 議案第13号 立川市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則について

○藤本委員長 続きまして、(2) 議案第13号、立川市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則について、生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 それでは、議案第13号、立川市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則についてということで議案を提出しております。

理由につきましては、学習等供用施設について、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者制度を導入し、平成18年9月1日から指定管理者による管理に移行するため、必要な改正を行うものということで、議案提出していただきました。

1ページ目をおめぐりください。一部改正をする箇所をここに書いてございます。2行飛ばしまして、第5条第6号中「の規定により委託を受けた団体（以下「受託団体」という。）が行うその事業」を「に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うその事業のため」に改め、同条第7号中「他の目的のための」を「飲酒を伴う」に改めると。

第11条中「受託団体」を「指定管理者」に改めるということで、この部分を改正したいということです。

つぎのページをお開きください。新旧対照表をご用意させていただきました。今申し上げたところでございますが、第5条(6)ということで、旧については、委託を受けた団体、いわゆる受託団体ということで規定をしております。現時点では各会館の管理運営委員会が受託団体となっております。9月1日以降につきましては、ここの規則を改正する必要があるございまして、(6)については、「委託を受けた団体」のところを、「条例第13条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」ところで言葉を改正したいということでございます。

続きまして(7)でございまして、旧のところについてはアンダーラインが引いてございます。ここは「前各号に掲げる団体が、当該各号に定める目的に使用した後に継続して行う

他の目的のための使用」ということで、このアンダーラインのところを「飲酒を伴う使用」ということで改めたい。基本的には、飲酒のみの借用は学習等供用施設はお貸ししません。会議を継続して他の目的というものを、飲酒を伴うということでもわかりやすくしたということで、利用団体も既にこういう理解をしております、申請書等もチェック項目に飲酒を伴う場合ということに項目チェックを用意してございますので、わかりやすく整理をさせていただいたということでございます。

続きまして第 11 条のところでございますが、(職員等の立入り)で旧のところですが、「受託団体」という言葉を、改正の案では「指定管理者」にかえさせていただくということでございます。

つぎのページをお開きいただきたいと思います。規則の改正に伴って学習等供用施設の申請書等の改正を一緒にしてございます。1 ページ目については、(新)ということで、申請団体が学供施設を使う場合の申請書でございます。裏のページをお開きください。従来は、立川市教育委員会教育長宛に申請書を提出する様式になってございました。もう一度もとに戻していただきたいのですが、条例の改正と規則の改正に伴って、申請書の提出先は指定管理者殿ということで、指定管理者に様式を整えたということでございます。新旧対照表の 1 ページ目は以上でございます。

第 2 号様式、つぎのページでございますが、使用承認書を発行します。裏をおめくりください。従来の使用承認書の発行者は、立川市教育委員会教育長の公印をもって両団体に承認書を交付してございました。もとにお戻りください。その欄を指定管理者の公印をもって両団体に承認書を発行するという部分の改正でございます。

続きましてつぎのページ、第 3 号様式でございます。ここのところがきょうお渡しした差し替え部分でございます、どこが違うかといいますと、古い資料は名称又は氏名ということで、1 号様式と整合性がとれてないということで改正をしたのですが、事務局の方の手違いで改正されたものが届いていなかったということで、きょうは差し替えさせていただいております。お手元にきょうお配りしたものでご説明しますが、団体名、申請者住所、申請者氏名、申請者電話というのはすべて統一されている記載をしております。そして指定管理者に提出するというところでございます。裏のページをおめくりいただきたいと思います。従来は立川市教育委員会教育長でございます。ここにつきましてはこのように修正をしております。

続きまして第 4 号様式でございますが、きょうお渡しした差し替えの第 4 号様式を見ていただきますと、ここも団体名等のところが違っているものをきょう差し替えてございます。裏のページが旧の様式でございます。

以上、指定管理者への移行に伴って規則の様式をすべて改正したということで、議案の一部改正とともにございましてご審議をお願いしたいと思います。以上でございます。

○藤本委員長 最後の地方自治法は。

○府中生涯学習課長 地方自治法を参考資料としてつけてございます。(公の施設の設置、管理

及び廃止)というところで、第二百四十四条の二というところがございますが、公の施設の設置等々につきましては、条例を定めなさいということで規定がされておりました、立川市学習等供用施設の条例改正を3月で改正をしていただいて、条例で整備してございます。

その関連で4項でございますが、「前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする」ということで、これも条例等に定めております。ただ規則の方についても条例に伴って改正をしなければいけないものがありますので、ここでこの規定を受けて、規則の改正もしたということでございます。

○藤本委員長 参考資料もご説明いただきました。もとに戻りまして、学習等供用施設条例施行規則の一部を改正するというところでございますが、今の説明についてご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

はい、牧野委員。

○牧野委員 第5条(7)の「他の目的のための使用」というのを、わざわざ「飲酒を伴う」というものにせざるを得なかったというその理由は何ですか。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 学習等供用施設の設置は今から24年前、滝ノ上会館が第1号館ということで24年経過しています。設立当時の大きな趣旨は、コミュニティ施設として公民館と違った特徴を出していこうということで、設立当時から地域の住民で検討していただいた経過の中では、やはり飲食とか飲酒ができる施設がいいねということで、それをもってコミュニティ施設にしていくということで設立の趣旨がございます。当時の時点では、飲酒という言葉が、公の施設で酒を飲むというようなものがなかなか理解が得られないという部分があったのかもしれませんが、条例の整備上では、会議が終わった後に他の目的で使用するというのは、一つの会議が終わってその後に懇親会、反省会というものを前提として考えていたそうです。そのときに、では最初から飲酒を伴うものということでもよろしかったのですが、先ほど申し上げたような、そういうような時代の流れがございまして、他の目的という言葉で整理をしてきたというような経過でございます。

その後二十何年間経ってきました、既にコミュニティ施設として学供は地元によく使われているのですが、賀詞交換会等を含めて、いわゆる飲酒を伴う形で使われているのが住民に定着してございます。その中でずっときましたが、4年前の定期監査、本年の定期監査でもご指摘をいただきまして、やはり飲酒を伴う場合で公の施設を使うことはいかがなものかという意見がございましたが、趣旨を説明してご理解いただきました。

ところが飲酒を伴う場合については、ここに書いてございます規定があるように、100分の50、いわゆる施設の使用料の2分の1は有料になりますよという規定でございました。そういう規定の中で、受託団体であろうが指定管理者であろうが、やはり飲食を伴う会を会議の後にやった場合においても、きちっと指定使用料をいただくのが条例のとおりだろうということで、そこいらが会館によってまちまちだというような監査の指摘を受けたということ

でございます。

そういうことがありまして、もう少しきちっと飲酒ということを明確にした方が、一般の団体であろうが指定管理者であろうがわかりやすいだろうと、誤解を与えているということがございますので、改めて飲酒を伴うものの会議でも、いかなる団体でも有料ですよということを再確認させていただいて、9月の指定管理者の第1回の会議の中では、もう一度そこいらを確認をさせていただくということで、背景はそういうことでございます。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 会の流れの中での飲酒は禁止ですけれども、飲酒を伴わない学校間とか、最初からそういう申請であれば、施設料を払って使用可能だということですね。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 ある団体が会議もせず初っ端から懇親会という場合はお貸ししないということでございます。10分でも20分でも一定の会議をしていただいて、その後引き続き使っていただけの時間帯に、もし借りている時間帯に会議が30分、懇親会が30分、やってトータル1時間お借りした場合であっても、それは引き続きということになりますので、すべてが会議が無料ということであっても、懇親をやっていますので有料ということでは2分の1の使用料をいただくということになります。

○藤本委員長 よろしいですか。

○牧野委員 はい。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 今に関連して、お酒でなくて食事だけというのはどうなっていますか。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 飲酒の規定でございまして、飲食はお昼を食べようがお菓子を食べても、その場合は通常の利用されている中でご利用されて結構です。これは公民館も同様でございます。飲酒になると有料になるということです。

○藤本委員長 飲酒とだけ書くと、今のような解釈でよろしいでしょうか。小林委員の質問もたぶんそんなところもあったのではないかと思いますけれども、生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 仮に5時までで会議を終わらして、5時以降に引き続き懇談会をやりたいと。そのときに仕出し弁当をとって懇親の会をする場合は、飲酒が伴いませんので無料ということになります。

○藤本委員長 わかりました。皆さん、よろしいでしょうか。小林委員。

○小林委員 申請書についても質問いいですか。

○藤本委員長 どうぞ、小林委員。

○小林委員 指定管理者というところがかわっているのにつれて、内容の部分でも多少の変更があるようではございますけれども、最初の使用申請書のところで、使用日と使用時間と使用場所と使用人数というのを細かく書くようになっていきます。旧は使用時間が午前、午後、夜間、全日というように分かれていますけれども、その分け方というのは変わっていないということです。

ね。借りる場合に、午前いくら、午後いくら、全日いくら、夜間いくらというような分類の仕方だと思うのですが、分類の仕方が新しい方の申請書を見ると書いていないので、その分類が変わっているのかどうかということを確認したいと思います。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 第1号様式のことをご質問でございますが、旧の方をお目を通していただきますと、使用時間は何月何日から何月何日ということで、午前、午後、夜間、全日という記載がありましたところを、新しい方につきましては、3行用意をしております使用時間を書くようになっております。ここで午前、午後、夜間、全日とかというような区分は必要がないということで、時間帯で判断をしていこうということで、これは様式を変更する前に、管理運営委員会の代表者連絡会でご意見をいただいたり、管理人さんからの使いやすさとか使いづらさというご意見を聞いてこの様式に改めさせていただいたということでございます。そういう手続きをとってございますので、今ご質問があったように、古い方と記載を内容的にかえている部分はございます。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 わかりました。このほうが使いやすいということですが、分類で金額が決まるというその部分は変わってないということですね。午前、午後、夜間、全日という分け方で金額が。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 コマの区分のことにつきましては、従来どおりでございます。午前のコマと午後のコマと夜間のコマということがございます。あとは1日全部借りるという全日、そのコマは変更してございません。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 そうしますと、申請者はその分類で金額が決まるというのもわかるようにしておかなければいけないと思うのですが、あと第4号様式で、還付申請書ですが、ここも使用日時を書く欄がありますけれども、結局、申請したのを、それを還してもらったときの申請書ですので、同じ形式であったほうがわかりやすいかなというように思ったのですが、

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 第1号様式のところをもう一度お目を通していただきたいのですが、使用時間とコマのチェックと整合性がないというご意見でございますが、管理人会議でいろいろ意見をいただいております。一般的に言えば、午前中のコマは9時から12時というようになってございます。午後は1時から5時ということです。管理人さんの方では、1時から5時までと記載をされても実際に来る時間が4時からという団体もあるそうです。冷房を4時から暖房を4時からというのを1時から入れなければいけないという、効率的に非常に問題があるということで、第1号様式においては、ちゃんと来る時間を書いていただきたいという行政指導をしているそうです。

そういう意味で、ここは来る時間と終わる時間をちゃんと書いてくださいと。それで午前、午後のコマというよりもこれの方がいいだろうということでございます。ほかのところについては、あえてコマでチェックできればわかりやすいだろうということで、用紙の中に不整合が発しているように見えますが、様式によって効率的な記入の仕方ということで整理をさせていただいたものです。

○藤本委員長 そうしますと念のために伺いますが、午前と午後という区分があるのですが、第1号様式ではないので、例えば10時から2時まで使用という形で書いてもよろしいということになりますね。生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 そういう書き方で構いませんが、コマが午前、午後、夜間と分かれていますので、同じ日を2つ書いてもらって、10時から12時と、1時から2時までの間は使用ができませんので、2時から3時までという2行書いてもらう場合もありますし、10時から3時までということを書いた場合でもコマが2つあるということになりますので、それは全日というような取扱いになろうかと。

○藤本委員長 小林委員、よろしいですね。

○小林委員 すごくそれは効率よくなっているのいいと思います。

もう1つ、私も時々申請をするものですからお聞きしたいのですが、備品の使用料ですが、かかるものとかからないものとありますけれども、それは申請時には、用紙だけを見るとよくわからないのですけれども、以前ですと有料、無料というのが分かれていましたが、それはかわってはいないでしょうか。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 使用備品の欄で、放送設備からその他までチェック項目がございます。基本的にはこれがすべて11館の会館にあるというものではございません。統一様式ということで書いてございます。現在、市の備品で有料としてお貸しできるものについては、こぶし会館のグランドピアノともう1点ありますが、こぶし会館以外の会館は有料でお貸しする備品はございません。先ほどの件ですが、こぶし会館に設置されているグランドピアノは有料になります。こぶし会館に設置されている移動式観覧席を使う場合は有料と、この2点のみでございます。あとはすべて無料の備品ということでご理解いただいております。

ただこれが有料か無料かわからないということでございますが、基本的にはこぶし会館のみしか有料の備品がございませんので、チェックの段階であっても事務作業的に不都合があるということでは管理人さんから聞いてございません。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 わかりました。そうすると、使用備品がいろいろありますが、有料なのは電動イスとグランドピアノということで、そうするとその上の設備使用料というのがこの料金ということになるわけですね。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 上の欄の設備使用料というところに記入するものは、下の使用備品の電

動イスとグランドピアノをご利用する場合のみ記入があるというようにご理解いただいてよろしいかと思えます。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 わかりました。ちょっと設備と備品というのが、よくその違いがわからなかったものですから、お話を聞いてわかりました。

○藤本委員長 ほかにいかがですか。

〔発言する者なし〕

○藤本委員長 それでは、以上申請どおり規則の改正ということで承認してよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 それでは生涯学習課長、そのように承認いたしますので、よろしく願いいたします。

はい、生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 きょう一部改正のご審議をいただいた後に、今後のスケジュールですが、明日8月11日に個人情報保護審議会を開催していただきまして、指定管理者が定めなければいけない個人情報保護に関する規定というものをご審議いただくという流れの中を入れてございまして、9月1日に向けて準備を整えているということでございます。

◎協 議

(1) 事業後援について(1件)

○藤本委員長 2番の協議に入ります。

(1) 事業後援について、1件ございます。指導課長。

○樋口指導課長 それでは、事業後援につきましてご協議をお願いいたしたいと思えます。

主催団体は東京都図画工作研究会ということで、小学校の図画工作の先生方の研究会でございます。

この第45回の北多摩大会でございます。日時は平成18年12月15日金曜日、9時から17時までということで、会場は府中市立若松小学校並びに府中市美術館でございます。

この北多摩大会では、全教室で大会テーマに沿った公開授業、その後各分科会ごとの研究協議、そして全体会の開催ということでございまして、立川市教育委員会に対しまして後援名義の申請が出ております。同様に東京都教育委員会、また北多摩地区、他の16市の教育委員会にも申請が出されております。

事業後援申請書のつぎに大会予算書がございまして、そのつぎに事業計画書がございまして、事業計画書をご覧いただきたいと思えますが、本研究大会では、紀要、指導案集、報告書等資料代ということで3,000円の有料参加ということになります。そのことが事業計画書の方でも9番のところに書かれているところがございます。そのような意味で、本研究会の会則あるいは北多摩大会運営委員名簿等、予算書とともに添付をしてあるというところがございます。よろしくご協議をお願いいたします。

- 藤本委員長 ご質問、ご意見、承ります。古木委員さん、特にありませんか。
- 古木委員 特にありません。
- 藤本委員長 牧野委員さん、いかがでございますか。
- 牧野委員 結構です。
- 藤本委員長 小林委員もよろしいですか。
- 小林委員 これは過去に平成 10 年に申請がありまして、37 回ということですが、今回 45 回で、この間は申請はなかったのでしょうか。大したことではないですが少し疑問に思ったものですから。
- 藤本委員長 指導課長。
- 樋口指導課長 詳細は調べてはございませんけれども、最新が平成 10 年ということございまして、その間また継続して、今回 45 回ということではございますが、立川市への後援名義申請はなかったということでございます。
- 藤本委員長 よろしいですか。
- この事業についての後援をしてよろしいでしょうか。
- 〔「はい」との声あり〕
- 藤本委員長 それでは後援することにいたしますので、よろしくどうぞお願いします。
- 樋口指導課長 ありがとうございます。

◎報 告

(1) 多摩川での水遊びによる事故について

- 藤本委員長 3 番の報告に入ります。
- (1) 多摩川での水遊びによる事故について、指導課長、お願いします。
- 樋口指導課長 それでは、多摩川で立川市立小学校 1 年生女児が溺れ、重体となるという事故についてご報告いたします。
- 8 月 1 日火曜日の読売新聞多摩版での報道がございました。7 月 30 日日曜日、午後 1 時 15 分ごろ、羽村市の多摩川で水遊びをしていた社員が溺れ、同時に溺れ救出された立川市立小学校 1 年生女児も重体となっているということでございます。溺れた 2 人は、会社の同僚や家族など 13 人でバーベキューや水遊びをしていた、このような報道がございました。この立川市立小学校 1 年生女児に関しましては、現在入院中でございます。
- 教育委員会といたしましての対応でございますが、8 月 2 日水曜日、全校長に電子メールで報道の事実を伝えるとともに、海、川では、海辺、川辺であっても子どもから絶対に目を離さないことなどについて、各家庭への注意喚起をしてほしいことを教育長名で伝えました。校長はその内容を青少健委員あるいは P T A 会長、子ども会会長などに各校長が伝えているところでございます。
- 以上の報告でございます。
- 藤本委員長 今回の報告について、ご質問ございませんか。牧野委員。

- 牧野委員 その案内文はどこかにあるのですか。
- 藤本委員長 指導課長。
- 樋口指導課長 口頭で報告させていただきました。
- 藤本委員長 各学校長に、それは文章を配ったのですか。
- 樋口指導課長 はい。
- 藤本委員長 できるだけそういうのも付けていただくと参考になろうかと思うのですが、今後でよろしいですね、牧野委員。
- 牧野委員 はい。
- 藤本委員長 今後はそうしてください。

◎報 告

(2) プール施設における排水口等の安全点検の徹底について

- 藤本委員長 それでは報告(2) プール施設における排水口等の安全点検の徹底について、総務課長、お願いします。
- 渡邊総務課長 それでは、プール施設における排水口等の安全点検の徹底について、ご報告をさせていただきます。なお、本日追加で資料を配らせていただきました。従前にお配りしてある資料と2つの資料でご報告をさせていただきます。

まず、8月1日に埼玉県由市営プールで、排水口に小学校2年生が吸い込まれて死亡するという重大事故の報道がありました。

これに伴いまして、立川市教育委員会といたしまして、従前にお配りした立川市立小中学校長に宛ての「水泳指導時における排水口等の安全点検の徹底について」という文書を発送しております。この内容につきましては、裏面の「水泳指導等における安全管理について」の通知、東京都からの通知です。それから資料としまして、「安全な水泳指導のためのプール施設使用マニュアル」、1こんなところで事故が発生しています、2具体的な対策は十分ですか、3安全な水泳指導を行うためのチェックポイント、という形の概ねの資料を送付しております。

その中の資料2、具体的な対策は十分ですかという資料につきまして、翌日、8月2日に回答を出すようにということで指示を送っております。その指示に基づきまして回答を集計した結果、小中学校全校から「安全である」という回答を得ております。

これ以降のご説明につきましては、きょうお配りしました別添の資料の「学校水泳プールの安全確保に関わる経緯」というものをご覧いただきたいと思います。

8月2日の処理につきましては、教育委員会は水泳プールの安全確保について、平成18年5月29日付の文科省の文書、それから平成18年8月1日付東京都事務連絡、こういうものに基づきまして先ほどの資料を送りました。その資料2の回答として、先ほど申したとおり、すべての学校のプールについては、このチェックリストどおり安全であるという回答を得ております。

続きまして8月8日、9日火曜日、水曜日ですが、教育委員会といたしましては再度、数校の学校について万全を期すためにプールの排水口のネジ・ボルトのとめ及び吸い込み防止金具、この吸い込み防止金具というのは別添の資料の参考図というのをご覧いただきたいと思いますが、底型と側壁型ということでプール排水口には2つの種類がございますので、多少違いますがこういう形で奥に網状といいますが棒状の吸い込み防止金具というものをつけなさいという指示がありますので、この図のとおりのことです。この設置状況の現場確認を教育委員会としていたしました。

その結果としましては、吸い込み防止金具の未設置校が8校、設置が確認できない学校が10校、これはなぜ設置が確認できないかといいますと、これは特に底型の排水口につきましては、非常に奥が深く中が暗いということもありまして、なかなかこの吸い込み防止金具を目視、プールにももちろん入って目視をしておりますが、その目視の段階でも見えないという状況の学校が10校あったということで、合計18校が安全性について最終確認がとれないという状況になりました。

また同日の8月9日、立川市ではこの結果から、緊急に危機管理対策会議を開催いたしまして、プールの安全管理について万全を期すために、吸い込み防止金具の設置されていないプールと確認がとれないプールについては、プールの使用を中止しろということで対策会議で決定をいたしました。これに伴い本日から、小中学校、これは裏面の立川市学校プール吸い込み防止器具等の設置状況という資料をご覧いただきたいと思いますが、この資料のとおり、蓋の取り付けにつきましては、一校も含めまして29校すべてこれは安全であるということが確認されております。そのつぎの吸い込み防止金具の状況ということで、設置済であるという学校につきましては10校、未設置の学校が8校、設置未確認という学校が10校という資料がございます。この資料に基づきまして、合計18校の小中学校のプールを本日から使用中止としております。

本日8月10日、きょうの午前中ですが、緊急校長会を開催いたしまして教育長の方から通達を行っております。また、教育委員会といたしましては、早期の対応が必要というように判断をいたしまして、本日、対象小中学校18校のプールの水抜きを行い、吸い込み防止金具の状況の点検に入っております。これは現在、校長、副校長また業者等も立ち会いまして、どういう状況になっているのかというものを確認行為を行っております。それから本日、教育委員会の定例会でご報告をさせていただき、またきょう、文教委員長の方にも経過並びに対応を報告する予定でおります。

また本日、前回8月2日の回答結果で、すべて立川市のプールは安全であるという報告を東京都に行っております。ですが、今回の再調査で数字が大きく動きましたので、本日、東京都の教育長、指導部指導企画課に修正報告を上げております。また本日、読売新聞社また朝日新聞社等の取材に対しまして、この修正をいたしました経緯等について取材を受けておりますので、きょう発表したことについて報告をしております。

それから今後につきましては、工事の状況につきましては、今日明日ですべての学校、18

校につきましては点検が完了する予定であります。その結果、確認をとれない学校につきましては、当然開けて確認をした結果、付いている学校もある、また付いてない学校もあるということになるかと思えます。付いている学校につきましてはすぐに安全確認ができたということで、できれば今日、明日中に水を注入いたしまして通常のプール授業等に供していきたいと。もし付いていなかった場合、この場合は先ほどの8校、全く付いてないということで確認をとれた学校と同時に至急取り付けの工事に入る予定であります。今の予定でいきますと何とか2週間程度ですべての学校について工事を行って、完了したいという考えであります。このお盆の時期にあたっておまして、非常に業者、部材の発注等に時間がかかるのではないかとということが予想されておりますので、今のところ工事のすべての学校の完了につきましては、現段階ではご報告はできないというように考えております。

それから、今後学校につきましては、概ね8月21日から後期のプール指導の教室が開始になります。このときまでには何とかしたいという考えと、また現在、仮称であります。プール施設安全管理基準及び日常点検チェックリスト、こういうものを作成いたしまして、学校側に始業前、始業中、始業後、万全を期するためにはこの3回の点検をどういふ点検をしたらいいかというチェックリストを作成いたしまして、確実に今回行われたようなチェックの方法の認識不足というものを解消するために、こういうチェックリスト並びに安全管理基準というものを作成、いま準備に入っております。

以上でございます。

○藤本委員長 いろいろあちらこちらで事故が起きて大騒ぎになっておりますが、質問、ご意見いただきます。小林委員。

○小林委員 8月2日の時点で小中学校全校から「安全である」という回答を得て、そこで留まらずに再度万全を期すために点検を、現場確認をしていただいたというのはすごく賢明な判断で、ありがとうございました。

その結果がこういうことですので、再び修理を完了した時点で、また点検する時点でもやはり同じように現場で確認していただいて、最終的にも安全であるということをご報告いただきたいと思えます。

○藤本委員長 総務課長。

○渡邊総務課長 その件につきましては、きょう全部水抜きが完了した時点で、学校側にすべての吸い込み防止金具が付いている場所について写真を撮るよう指示をしております。これは全校に指示をしております。もちろん、ある程度の工事になると思えますので、業者側も施工前、施工後の写真は撮るというように思われますので、その辺ですべての学校について確認ができるとしております。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 29校の中の一校の形は特殊な形ですけれども、児童が触れることはないというように記載されていますけれども、この形はちょっと珍しいので、どんな形なのか後で説明をしていただきたいのが1つ。

2 点目は、六小、けやき台がコンクリート埋め込みという、これも珍しい形だろうと思うのですね。普通はネジ・ボルト、溶接はたまにありますけれども、ほとんどネジ・ボルトであるというように考えられますけれども、こういうような形になって吸い込まれていく、万が一した場合に、それこそ助け出す部分については、これはネジ・ボルト以上に大変だろうなというように思っていますけれども、その辺の状況、点検された人がいるとすれば、どんなふうなご感想を持ったのかというのが1点です。

3 点目は、水泳指導の中の、ちょっとこれは離れてしまって申し訳ないですけれども、中学校の水泳指導ゼロというのが3校あるのですね。そのことは後でまた、これがおさまってから説明をしていただければと思うのですけれども、水泳指導の立川市の小中学校の現状、こういったことも今どうなっているのか説明をお願いしたいと思います。

○藤本委員長 最初の1番、2番についてまず説明してください。総務課長。

○渡邊総務課長 床が可動式になっております。それで1年生の授業のときには約50センチぐらいまでぐうっと床が上がってまいります。それでまた5、6年生、高学年になりますとこの床が下がりますして深くなるという、こういう可動式のプールになっております。それで排水口はこの可動する床の下に付いておりますので、子どもたちが泳ぐための底には一切排水口がないということになりますので、今回のような排水口に関する問題は一切起きないという構造になっております。

つぎの六小とけやき台小のコンクリートということの表現ですが、これはあくまでも排水口につきましては側面型と言いまして、先ほどの資料の図を見ていただきたいのですが、右側の側面型を見ていただきたいと思います。ここに今排水口の蓋というのが下の図ですが、網みたいにして排水口を覆ってある蓋が図示されておりますが、この網がコンクリートで、プールの壁面にコンクリート付をされてこの網ができあがっているというようにお考えいただきたいと思います。要するに埋め込んであるということです。縦にこういう感じです。

○藤本委員長 学務課長。

○島田学務課長 昨日、直接見ておりますが、大きさはこのぐらいです。そしていま総務課長が言いましたように、四角い鉄の硬い棒にこういうふうな。だいたい45センチかそこいらの幅があって、高さが30センチぐらいあると思うのですが、まず棒自体はかなり幅のある鉄製のものです。そこに横状にだいたい2、3センチの幅でだいたい6本ぐらい、もう少しあるのかもしれませんが付いていて、その棒がしっかりコンクリートで固定されてしまっていて動かないという状態です。そして内側に今度は吸い込み防止のための縦状のものが斜めに入っていました。大変古い形式だと思います。ですから網というのではなくて、柵の幅のあるようなものを考えていただければ。その柵自体が一体となった鉄棒の中に柵があって、それがプールのコンクリートに埋め込まれているという状態です。ですから、そういう留めが全くありませんでした。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 現場で見ないと想像がなかなか。イメージだけでわかりますけれども、なかなか

難しい説明だったものですから。そうしたときに、現状的には子どもが例えば吸い込まれる状況の幅ではないわけですね。

○藤本委員長 学務課長。

○島田学務課長 3、4センチの幅ですから、指は入りますけれども、その枠の中に我々の手でも入れようとすれば入れられますけれども。

○牧野委員 危険性はないというようにみられたわけですね。

○島田学務課長 みました。危険性はありません。

○藤本委員長 3件目のことは、まず事故のことを先にやってしまって、最後に答えてください。

ほかにはございませんか。小林委員。

○小林委員 先ほどのお話で、8月2日の小中学校からの報告で、「安全である」というような回答が出ているということがとてもこの結果を見ると疑問なのですけれども、どういう調査の仕方をしたのか、危機意識がとても薄いのではないかという気がしてならないのですが、その辺はどうなのでしょう。

○藤本委員長 総務課長。

○渡邊総務課長 調査の方法は従前に配りましたお手元の②具体的な対策は十分ですかという資料をご覧くださいと思います。その資料の真ん中、排水口、循環口という欄に、排水口（循環口）の蓋は固定されているか、ここに○×等を記載、それから吸い込み防止金具は設置されているか、ここに○×、OKであれば日付等も入っている方法もありますが、ここで回答をしてきたものを集計したと、こういうことでございます。

それから、学校の危機意識と申しますか、それは確かに委員ご指摘のとおり、多少そういうところがあったということは否めないというように感じております。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 その調査の仕方がよくわからないので、学校で出してきたその結果というのは、この調査チェックリストの3つの項目に対しては相当な判断だったということなのでしょう。さらに深く調査をして今の結果が出てきたということなのでしょう。

○藤本委員長 総務課長。

○渡邊総務課長 私どもはこの調査表につきましては、排水口の蓋は固定されているかという問いに関しましては、これについては従前から学校の方へも文科省並びに東京都の方からこの蓋についてはビスどめを下さい、この吸い込み防止金具はきちっと設置を下さいという文章も私の記憶だけでもここ数年で2回ほど出ております。ですから当然学校側はこの排水口の蓋は固定されているかという質問に対しては、ビスどめないしは先ほどのコンクリートで埋め込まれている、さもないと溶接されている、こういうことが固定されているというように理解できるだろうというように判断をしております。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 なかなか現場を判断しにくい部分があると思うのです。実際に見て報告をして

いる学校がどれくらいあるかということになってくると、かなり困難を生じるだろうなという懸念はします。

それから2点目は、それと同時に、学校プール施設の利用のマニュアルが各学校できているのかどうか、その辺のところがかちんとできているかどうかを確認したいのですが、安全管理という部分では学校施設管理、安全管理、それから施設の中ではプール等の施設管理等があると思うのですね。たまたまプールなどでもこういう金具のあれが出ていて怪我をするというケースも多々あるのですけれども、そういう中で各学校のこういうマニュアルができていたのかどうか、安全管理の点検などが、その辺はいかがですか。

○藤本委員長 総務課長。

○渡邊総務課長 まず実際に見ているかどうか懸念されるということにつきましては、学校側でも毎日プール指導を行っているわけですから、教育委員会としては当然確認をしているというように考えております。

それから、マニュアルはあるかというご質問ですが、先ほどご報告しましたとおり、きっちとしたといいますか、細部にわたる施設、設備的な安全マニュアルというものは現実に現在ではありません。それで今回こういうことが起こりましたので、これを契機に、何とか8月の後半のプール指導が開始されるまでには、その細かい点までチェックできるような基準並びにマニュアルそれからチェックリスト、こういうものを作成していきたいというように思っております、いま準備に入っているところでございます。

○藤本委員長 8月2日に調査して、結果を報告してもらった。それときのう、おとといの調査とは内容が若干違うわけですね。総務課長。

○渡邊総務課長 やる方法は、私どもは同じ方法だと思っておりますが、やはり若干その辺、学校のやった方法が違っていたのではないかというものは推測できます。

○藤本委員長 それでは、先ほどの水泳指導に関する事、指導課長、お願いします。

○樋口指導課長 中学校の3校で夏季水泳教室を開いておりませんが、当然のことです。その夏季の水泳指導の教室を設けていない学校に対して調査をかけてはおりませんが、やっていない学校の管理職から聞きえた情報では、全般的に中学校、水泳への参加者が極めて少ないという現状があること。それから部活動と補充教室、そのことを中心に学校がいま動いていること。ですので、水泳部が中心になって、例えば部活動の基礎トレーニングの一環として、プールの教室は開いていない学校がそういう形でプールを開いているというようなことは報告でいただいております。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 水泳部がやっているのはプールを開いているという意味に入らないと思うのですね。水泳部は水泳部としてクラブ活動としてやっているわけですから、それは結構なんです。ただし、学校独自の、以前のような手当が出ていた時代、それから手当が出ない時代、その中でのプール指導というのは激減していると思うのですけれども、それは別の問題ですから

あれですけれども、そういう中で学校としてプールに関する姿勢というか、プールを通して指導する、中学校は確かにいま課長がお話されたように、集客はない、日によってはゼロなんていうのも結構ありますからそれはなかなか難しいですけれども、学校のプール指導への姿勢というものはどんなものかというところが大きな観点に入ると思うのですね。その辺のところをお聞きしたいのですね。

それからもう1つは、それならば地域との中でのプールの活用法というのがあるはずですから、地域とのプール活用というものも、今年はまだこういう事件があったりなどしてなかなか使用可能でないですけれども、今後は地域とのプール使用とも連携しながら、せっかくある施設ですから活用するというように、地域と学校との連携という部分での大切な一環になるのではないかと思いますので、その辺のところも今後の研究の一つにしてもらえばありがたいかなと思うのですけれども。

○藤本委員長 ありがとうございます。そういうことでございますので。はい、指導課長。

○樋口指導課長 委員からいまご指摘いただきました点について1点目でございますが、水泳指導の中学校の工夫ということで、なかなか泳ぐのが苦手な子どもを中心に選んで水泳教室を持っているというような取り組みをしている学校もございます。また、なかなか一般的には参加が難しいので、野球部であるとかバレー部であるとか、その基礎トレーニングの一部でプールを活用しようというような形の取り組みをされているような学校もございます。

○藤本委員長 教育部長。

○吉岡教育部長 補足させていただきます。地域への開放の協力なのですけれども、ちょっとずれていたら申し訳ございません。学校プールにおきましては、地域への開放であってもなんであっても最終的には教育長の責任、法律的にこういうところがまだ改正をされてないという部分があります。そのつぎには学校長の責任、責任の所在だけがいま縛りがかかっておりまして、その辺のところを確実に緩和できるならば、本当にこれからも地域への開放型、非常に進むと思われま。

ただ、いまネックになっているのがひとつのそこいらのところの法的な縛り、これがあるのでなかなか二の足を踏んでいるというのが実態でございますが、法改正、学校管理規則の中でのまたその上の学校教育法の中での。教育長が最終的な責任者であり、地域の青少年だとかそういうのが使っておったとしても、教育長が最終的にはその責を負わなければならないということが定義づけられて決められておりますので、その辺がなかなかということで、そこはこちらは意識して対応しておりますが、この辺のところの規制を緩和できるならば、あれだけの立派な、金をかけたものですから、地域へ開放してどんどん活用するというのはこれはもうもっともな話だというように理解しております。

○藤本委員長 地域でもきょうみたいに暑いと要望がいっぱい出てきますね。ただその管理責任の問題がいろいろ常についてまわりますので、その辺は是非何とか研究していただきたいと思ひます。

それでは、学校プール以外のプールがございまして、そちらの方もお願いします。体育

課長。

○田中体育課長 それでは、体育課からご報告申し上げます。

いま総務課長からお話がありましたように、7月31日、埼玉県のふじみ野市大井プールで遊泳中の小学生が流水プールの吸水口に吸い込まれ死亡するという重大な事故が発生いたしました。これを受けまして、体育課としましては8月1日朝一番で、柴崎、泉ともプール責任者を呼びまして、市職員、委託業者と一緒に吸水口等の確認作業を行いました。

その結果、泉市民体育館につきましては、ボルトどめがしてないというような状況が一つありました。それと中の構造については詳しくわかりませんので、早急に作業にあたるというような形でいました。

柴崎市民体育館につきましては、幼児用プール、大人の25m×16mのプールがあるのですが、そのプールにつきましては吸水口はあります。その中で二重構造にきちっとなっていて、ただし、柴崎の大きな大人用プールにつきましては、そこから人が泳いでいるときに吸引するというようなことはございません。深夜にろ過装置を、きれいにするために逆流するというような意味で、水面が5センチぐらい下がるというような構造になっていまして、それ以外の水はオーバーフローで流れるというような形の構造になっていまして、これは危険性がないという判断です。それから幼児用プールにつきましては、先ほど総務課長が言いましたように、一小のプール、床が上下するような形になっていまして40センチから110センチまでの移動をいたします。その中で特にきちっとした網目とかそういったものはありませんし、吸い込まれるような要素は全然ないという報告を受けていまして、これも安全性には問題ないという判断をしているところです。

ただし泉体育館につきましては、ちょっと安全性の理解を誤解しているような部分がございます。循環式というようなことで水の流速といいますか、こういったものが非常に遅いというようなこともあって、その吸水口に立っても何ら吸われているような水圧といいますか、そういう流れがないというようなことも一つありましたので、そういう循環式は一部では「いいんだ」みたいな理解をされているような部分、我々が誤解していたという部分がありましたので、実はそういう中できのうの9時から排水を全部しまして、きょう休館日になっておりますので、そこで再点検、水を抜いて中の部分を確認したところです。

そうしましたらやはりボルトどめがしてなく、二重構造にもなってないということが今朝、判明しましたので、二重構造にして、上下とも4本のビスどめをするという形できちっと対応するといういま修繕をしているところです。いま完了したという報告がありましたので、これは後で教育部長と教育長に確認していただきまして、排水でもし安全が確認されれば、通常どおり明日開場していきたいと、そのように考えているところです。

それから8月1日付で別添で、添付してありますような「事故防止の徹底について」という通知を委託業者に出しております。そこで「事故防止・安全管理及び監視の徹底を図るよう強く要請いたします」というような形で教育長名で文書を出しているところです。

それからもう1つは、8月2日付で委託業者であるプールの責任者に直接私会いまして、

教育長宛に東京都のマニュアルに沿った管理体制、どうしているか報告をしろというようなことで、口頭で連絡して、その回答もきょう上がってきておりますので、これはすぐ回覧したいというように思っています。

それから、つぎの裏についてあります別紙資料というのがございますが、これは警視庁が調べた水泳等の事故の状況、これは東京都からの資料が添付されております。

そのような状況で、とにかく安全が確認されない限り開場はしていかないという方針でいま進めているところです。以上です。

それから、一部誤解がありまして、東京都の方に我々のプールが3カ所なのですが4カ所とかというような情報が出てしまっていて、それから異常ないというような情報が流れていますので、今日付で東京都が、どこの市もそういうきちとした基準が確立されていなかった、連絡方法がとれていなかったというようなことがあります。きょうの10時までには再度確認して、訂正文を送るよというファックスがきていて、そこで我々も訂正いたしました。プールは3カ所、泉市民プールについては、1カ所についてはボルトどめがしてないという報告をしてありますので、そこできょう、ファックスできちんと訂正を送っていますので、ご報告しておきます。

- 藤本委員長 確認させていただきますが、立川市の市民プールは3カ所ですね。体育課長。
- 田中体育課長 2カ所市民プールがありまして泉市民体育館、柴崎市民体育館については幼児用プールと大人用プール、これは2つあります。幼児用プールも1つに入れろという東京都の指示ですので、3つという考え方です。
- 藤本委員長 それから、先ほどご報告のあったとおり、きょう改修がたぶん終わったという報告をいただいたということですが、実際の現場責任者としての目で確認してからつぎの開放へ向けてくださいというお願いをしたいと思います。体育課長。
- 田中体育課長 先ほど申しましたように、安全確認をしないとオープンしないという姿勢でございますので、完了したという写真等を早急に部長、教育長のところに持ってきて確認していただきまして、それでゴーサインが出るかどうか、それを確認したいと思っております。
- 藤本委員長 体育課長。
- 田中体育課長 すみません。今、4時に泉体育館の方に行っていただけということですので、そこできちと目で見て確認していただきます。
- 藤本委員長 そうしてください。ほかによろしいですか。小林委員。
- 小林委員 この体育館のプール管理委託業者というのは入札で決めるのでしょうか、毎年かわるのでしょうか。
- 藤本委員長 体育課長。
- 田中体育課長 委託業者につきましては、競争入札で行っていますので、毎年かわる場合も、1年で交代する場合がありますし、2年ぐらいやる場合がありますし、これは一応入札ですので、効率的な費用で運営できるというところに決まっているという理解をしております。
- 藤本委員長 今のに関連するのですけれども、埼玉で事故が起こったプールでは委託業者に、

また下請けみたいなアルバイトみたいのが来ていますが、全然水泳ができない、水着も持っていないのが管理として来ているなんてことがあったようですが、今の委託業者が採用している職員は大丈夫でしょうね。体育課長。

○田中体育課長 これにつきましても一部まる投げというような報道が埼玉県の時にはされました。その中で我々もきちっと社長等に確認して、まる投げしているかどうかということを確認しております。これは「絶対ない」ということで口頭ですが回答を得ていますし、資格者につきましてもきちっと調査しています。職制職員が何名いて、あと契約社員という言葉を使っているのですが何名とかという形で、きちっと報告を受けていまして、まる投げしているような実態はございません。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 いま言っているのは違うのではないですか。点検をする業者については毎年業者が変わるかもわからない、それは競争入札してやっているからいいです。ただし今言われたのは、そこに監視をしている例えばアルバイト、水泳の監視員ですね。そういう人たちを採用する時点での、例えばプール指導の有無というものとかそういうものが問われたわけです。ちょっと言い方が違ったのだけれども、そういうものも含めて、立川市としては水泳監視員を採用する時点で「水泳ができますか、できませんか」というようなところまでチェックできているのかどうかというそこですよ。

○藤本委員長 体育課長。

○田中体育課長 これは一応契約が整ったときに、そういう資格審査をするような書類を提出してもらおうように仕様書の中になっております。そこできちっとした資格を出してもらおう。それから、プール責任者を救命救助の取得者であるというような条件、それからあとの水泳場従事者につきましても、これは日赤等の講習を受けているということを条件にしておりますので、それはすべて終わっているという確認をしています。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 実は昨年夏に、私事ですが家の息子が某国公営プールの監視員のアルバイトをしたのです。そういう重大な仕事を、責任のある仕事を私としてはどうかなと心配だったのですけれども、国営のプールですし、指導も教育も徹底しているのかなというように思って許可したのですが、実際には全く予想と違って、具体的には言えませんが、本当にずさんな状況だったので、直接国営の公園に電話しようと思ったのですが、私がしなくてほかの親がしたみたいですが、今のお話ですと安心できるかなとは思いますが、国営でさえそういう状況でしたので、委託業者を選択するときにやはり慎重にしていだかないと、また選択した後でもそういう調査を徹底して常にしていだかないと、本当に事故が起こってからでは遅いので、心配がないような方法をとっていただきたいと思っています。

今はどうしても入札ですので、金額的に安くできるところが、そういう視点が重要視されていますけれども、その入札、立川でも細かいルールがあると思いますが、いろいろな視点で、金額だけではなくて選んでいただきたいなど、その内容をよく吟味していただきたいと

いうように思っているのですが、プールだけではなくてですね。現状その辺は、大きい問題で立川市全体のことだと思いますが、何か答えていただける方がいらしたらお願いしたいと思います。

○藤本委員長 体育課長。

○田中体育課長 いま小林委員のおっしゃったことは、夏だけの開場で、そういうところでアルバイト的な募集をしながら運営していくというのと、市民体育館は年間を通して運営していますので、そういうスポット的にアルバイトをすぐ入れるという、そういう状況ではございません。契約は年間通してやるわけですから、きちっとした資格を持って、資格調査をしながら運営しているということがありますので、そこをちょっとお間違えにならないでいただきたいというように思っています。

○藤本委員長 夏はお客さんが増えると思いますが、そのときに臨時職員みたいに雇うのではないですか。そういうことはありませんか。体育課長。

○田中体育課長 夏は1名多く7名体制で行っているのですね。これは通常の仕様書よりも1名多い体制で行っております。だからといってアルバイトだということはございません。

○藤本委員長 そうすると、ふじみ野プールでアルバイトの子が、子どもが「柵がはずれていますよ」と持ってきたら、これの何の柵だろうと、意味がわからなかったという監視員がいたというのが報道されましたけれども、あんな状況の職員では困るなどということがあったのですから、小林委員からのお話や牧野委員のお話もそういうことだろうというように思いますので、よろしくどうぞお願いします。

○田中体育課長 もう1点だけよろしいでしょうか。

○藤本委員長 はい、体育課長。

○田中体育課長 それからさらに、我々は体育館の水泳場の業務日誌というのと監視業務日誌、それから水質測定結果ですとか入場者記録、安全確認という3つの日報を提出するようにしています。その中に今までは水底確認という形で行われていたのですね。水底確認をするときに蓋を確認するとかそういう形をとっていたわけですが、そこをきちっと水底の格子蓋というような名前に変更しまして、そこを必ず1時間ごとに、10分間の休憩がありますので、そこで必ず蓋をチェックするという体制、日報にその蓋の部分、水底確認というところに1つ加えまして、それを入れさせていただきました。そういう形できちっと1時間ごとのチェック体制を敷いていこうというように思っています。

○藤本委員長 教育長。

○大澤教育長 市全体の契約の考え方ですけれども、不幸にして何年か前に入札に絡む事件がありまして、議会でも契約についての質疑というのは非常に多い状況であります。あの不幸な事件を教訓として、庁内にも入札の改正のあり方の検討の委員会だとか、そういうようなことでもって頻繁にいろいろと検討を加えているわけですね。

やはり市民の税金で契約するわけでありますから、いかに効率的に市民の税金を使わせていただけるかということ、安いにこしたことはないわけでありますけれども、最近の議論、私

は契約に関わる仕事をしているわけではないので、議会でやり取りを聞いている範囲ですと、最近はいだけでなくして質がどうなのか、質が十分市民が満足できるような質を備えたそういう契約に内容的になっているのかどうかというようなところの議論が最近多いのではないかと。安い契約についてはやはりそれは調査すべきではないかと、そういうような議論もあります。全体的にはそういう流れの中でもって、安ければいいということではなくして、質がどうなのかという、質も大変重要な要素だというそういう流れであります。

教育委員会のプールに関しては、これは何と言っても安くというよりも生命を預かるものでありますから、ほかのいろいろな工事関係の契約と違って、生命に直結するものでありますので、まず市民の生命がしっかりと守れるかどうかということが重要なポイントであると思うのです。契約する場合には、やはりそういうような守るための内容を仕様でもって、例えば先ほど言ったように、従業員が本当にその資格を持っているのかどうかとか、それからその業者が今まで経験がどうなのかとか、いろいろそういうようなことを、要素を織り交ぜていって、それにきっちりと応えられて、且つ合理的な金額でもって契約できる業者、そういうところに最終的には契約の相手方になるという、そういうことでもあります。

ただ、埼玉県のああいいう事故もそういう経過を踏んだけれどもああいいう事故が起きたということもあろうかと思っておりますので、これは現状に満足することなく、やはりチェック体制というのはきっちり契約後についても知らなくてはいけないと思うのです。1年間、仕様に基づいてきっちりやっていたいただければいいのですが、場合によると仕様にちょっとはずれたりだとか、そういうこともなきにしもあらずということでもありますので、契約後もその辺のところはチェックの機能というものは働かせながら、1年間を通して市民の安全を守るという、そういうようにやはり市側も姿勢でいかななくてはいけないのかなというようには考えています。

○藤本委員長 小林委員にふれていただいた入札の問題や何かのことも、いま教育長が答えてくださいましたけれども、今の入札制度だとどうしても安いところに落ちるのは、これは当然、ルールですからね。だからプールとは違いますけれども、学校のエレベーターというのも、シンドラ社があんなに叩かれながらもあっちこちたくさんあるというのは、やはり入札すればああいいうところへいってしまうのです。そういうところに問題がありますので、それはいま教育長が言ったようなことを踏まえての効果ある入札をしていただかないといけないように思うのです。ただ金額だけの問題ではないと思っておりますけれどもね。

それでは、この件は以上で終わらせていただきます。

◎その他

(1) 平成18年度夏季休業中の各校の教育活動について

○藤本委員長 4番その他に入ります。

(1) 平成18年度夏季休業中の各校の教育活動について、指導課長お願いします。

○樋口指導課長 本日は資料一番最後の2枚でございます。小中学校夏季休業中の各学校の教

育活動ということで各項目別にまとめさせていただきました。

7月24日までという締め切りで各学校から提出されたものでございますので、水泳指導の点でございますとか、あるいは校内研修なども指導主事が呼ばれて、もう一回来てほしいというようなことで回数を増やしましたので、学校も何校かございますので、その辺も少し変わっているところでございます。

また、小、中学校で分けてございますけれども、一番右側の要配慮児童への家庭訪問等というところは、空欄という学校はそれを行わないということではございません。計画的に行う学校あるいは適宜状況に応じて計画していますということでございますので、その空欄のところはそのようなご理解をいただければなというようには思っております。

またもし、学校教育委員の皆様で視察をされたいということがございましたら、指導主事の方が具体的な日程など把握しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤本委員長 そういふ報告でございました。ご質問、ご意見等ございますか。牧野委員。

○牧野委員 非常に小中アンバランスな、おもしろい職員の動きをされているのですけれども、これは学校独自性がある、それぞれの学校の内容に従いながらこういう計画を立てられたということは理解できるんです。しかし、例えば中学校ですと一中さんが校内研修5回に対して職員会議7回、二小さんは校内研修1、職員会議0、こういう極端な動きは、職員会議の性格だとか校内研修の性格だとかというのをどう把握されているのかなというやや疑問と、それから校内研修は是非やってもらいたいのですけれども、個人研修として各教員がどんなふうになっているのか。この間も宝塚市だとか横浜市だとか、各地区でもって校内研修をやり終えた後の研修報告書の問題でかなり疑義がいま出ていますけれども、そういう研修報告書などの提出方法、内容等も含めて、指導課としては学校に対してどんなふうなご指導をされているのか、わかれば。

○藤本委員長 指導課長。

○樋口指導課長 校内研修におきましては、夏季を集中的にという学校とそうでない学校とのアンバランスがございますけれども、いずれにしても、現在29校すべての学校が研究指定を受け、また発表する学校が15校ということでございますので、研究報告書につきましては、年度末には全校から提出をするというような形にやっております。またその報告書も、事前の段階で指導主事の方に提出をしまして、指導主事と研究内容についてのやり取りをするというようなことも進めておるところでございます。

また 耐震工事等もちょっと入っている学校などもありますので、その辺のところも学校としては苦慮している学校もあるのかなというようなことは考えられるかなとも思っております。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 今回の工事だとか学校事情等によって変わってくるのはこれはもうやむを得ないことと思ひますけれども、立川市として、研修報告書はどういう形で報告を個人個人にさせているのか、その部分がわかれば教えていただけますか。

○藤本委員長 指導課長。

○樋口指導課長 夏季休業中の個々の教員の研修ということに関しましては、校長が承認する研修等、報告書のまず事前の研修内容の提出、計画の提出と、それから報告書の提出というのは、そのような手続きをきちんと踏んで報告を出す、そういうような指導を各学校へしております。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 様式にこだわるのではないですけども、昔、1日の研修を1行、2行、3行ぐらいで終わってしまったという時代があったと思いますけれども、現在はたぶんないと思いますけれども、万が一そういうような研修報告書で終わっている学校があるとすれば、これは大きな課題だろうと思いますね。そのころのあれなのです。しっかりとした、今のようによく事前研修の報告を出し、校長が許可をし、そして終了時点での研修報告書をきっちり出すと、こういう形がとれていればこれは正解ですけども、そういった形がきちんととれているかどうかという質問です。

○藤本委員長 指導課長。

○樋口指導課長 ご指摘のような状況が以前あったのかなというようなことを推察しておるところでございますけれども、今、夏季休業中の教員の研修につきましては、校長会で指導徹底し、なお且つ小中別の校長会でもさらにその指導の徹底、及び副校長に対しても指導の徹底を図っております。

研修につきましては、特にその研修が2学期以降、具体的な形で子どもへ還元できる研修であることということ強く指導しております。個人的な資質の向上、美術の教員が美術館へ行って絵を鑑賞してきますというようなことは、それは研修としては認めない。そうではなくて、そのことを通して具体的に子どもたちに、具体的な授業の場面で還元できるような報告をきちんと提出するということが指導しております。また、研修報告に不備がある場合には、必ず指導課、指導課長と校長が相談をするということも徹底を図っているところでございます。また、9月の校長会でもそのこと等、校長への指導を徹底してまいりたいと、そういうふうに思っております。

○藤本委員長 そういうことですね。はい、小林委員。

○小林委員 夏休みの先生方はいったい何をしているのかというのが市民や保護者からは見えにくいのです。過去には、「先生は休みがあつていいね」というような意識だったのですが、最近はそうでもないというのは感じつつはありますが、実際にどのような研修をされているのかというのがなかなか見えませんで、いま言っていた2学期以降、子どもに還元できる内容というのは、それを伺ってすごく納得したのですけれども、ただ本当に全員の先生方がそれだけのことをしてくださっているのかなという不安はとて持っています。

ですから、学校全体、全先生がそういう研修をして、2学期以降に生かせるというような、研修結果を少しでも保護者とか地域に知らせていただきたいような気がするのです。本当に

「休みが多くていいわね」というような見方をされがちなので、そんなに細かくではないですけれども、先生方も夏休みの間はこういうことをして、学んで、研修をして、子どもたちのためにということがあるんだということを、2学期の学校だよりでも結構ですし、何か、「たち」でも結構ですし、少しでもそういうことをふれていただくとまた学校の先生方への見方も違ってくるのではないかと思いますので、そういうように思っています。

○藤本委員長 そういうご要望でございますので、誰が何をしているとかそういうことではなくて、いま例示がありましたように、学校だよりや何かの中で、「先生たちもこうして皆さんのために努力しているのだよ」というようなことをふれていただくとありがたいと思いますね。方法はいろいろあるかと思いますがね。

それでは、この件は以上で報告を終わります。

◎その他

(2) 市民交流大学構想の具体化に向けた基本的な考え方について

○藤本委員長 その他の2番、市民交流大学構想に向けた基本的な考え方について、これは前回の教育委員会での宿題事項でございましたが、皆さん、資料を持参していただいたと思いますし、それから、十分お読みいただいているらっしゃったというように思いますが、どうしましょうか、ここで議論すると長時間かかるかと思いますが、この進め方、ここで一旦休憩をして、これだけにある時間をとってやりますか、あるいはどのように進めるのかということでは何か切り口でも、生涯学習課長、話していただければというように思いますが。はい、生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 前回の教育委員会定例会で基本的な考え方をご報告させていただきました。取扱いもそのときにお話させていただきましたが、お手元でございますように、きょう発行の市広報の第一面で基本的な考え方の公表を広報を通じてしてございます。あわせてインターネット、ホームページ等でも掲載をしています。こういう市民に公表するということは、この基本的な考え方に関して市民の理解を得るために意見を頂戴をしようというスタンスでございます。前回の定例会で教育委員にお渡しした資料においても、市民と同じ目線でございます。教育委員会教育委員からのご意見を拝聴したいという流れでやってございます。

○藤本委員長 暫時、ここで休憩したいと思います。

午後 3時12分休憩

午後 3時40分再開

○藤本委員長 それでは休憩を解いて、再開いたします。

今の市民交流大学構想の具体化に向けた基本的な考え方についてというのは、別途、勉強会の日程をとりまして、そこで勉強会をし、その結果をもって定例会にご報告申し上げたいと、このように思っております。

◎その他

(3) 教育委員会定例会(9月)の日程について

○藤本委員長 その他の(3)、教育委員会定例会について、総務課長、お願いいたします。

○渡邊総務課長 それでは、資料の3枚目の教育委員会会議等の日程をご覧いただきたいと思
います。

その資料の中に、9月の予定としまして9月7日、9月28日の予定が現在のところ議会等
のために未定となっております。失礼しました。9月14日が本来の9月の前半の教育委員会
定例会なのですが、14日は議会の本会議の一般質問とぶつかりますので、9月7日に変更し
ていただきたいと。それと9月28日につきましては、これは教育委員さんの中学校の訪問等
ともぶつかり、なお且つ議会ともぶつかりというようなことで、9月28日につきましては、
ここでは28日15時からという予定を組んでおりますが、もう一度28日の件については検討
させていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○藤本委員長 そうしますと確認いたします。9月14日木曜日1時半予定の第17回の会は、1
週間繰り上げまして、7日木曜日1時半から行くと。第18回、28日3時からの定例会につ
きましては、訪問等もありますし議会の関係もありますので、ここでは保留させていただいて、
次回のときに明確にさせていただきたい、こういうことでよろしいですか。

はい、小林委員。

○小林委員 そうすると、28日は保留ということは、ここにそのままという可能性もあるの
ですか。

○吉岡教育部長 ないと理解しておいていただいた方が、難しいというように。

○藤本委員長 ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 それでは、次回定例会は8月24日木曜日、13時から第16回教育委員会定例会
を予定しております。どうぞご出席ください。その間に、またもう1つの宿題が出てくるか
というように思いますが、それはご承知ください。

◎閉会の辞

○藤本委員長 以上をもちまして本日の第20回定例会は終了したいと思います。ありがとうご
ざいました。

午後 3時50分閉会

署名委員

.....

委員長